

令和6年度第1回宮城県事業認定審議会議事録

日時	令和6年9月11日（水）午前10時45分から午前11時45分まで
場所	行政庁舎11階第二会議室
次第	1 開会 2 内容 （1）会長及び副会長の互選について （2）議事 宮城県事業認定審議会運営規則の改正について （3）報告事項 イ 事業認定制度の概要及び認定実績について ロ 令和6年度事業認定申請に関する事前相談等について 3 閉会
出席委員	金澤孝司委員、佐藤康範委員、内田美穂委員、中林暁生委員、寺島洋子委員
配付資料	資料1 宮城県事業認定審議会運営規則の改正について 資料2 事業認定制度の概要及び認定実績について 資料3 関係法令 資料4 令和6年度事業認定申請に関する事前相談等について（委員のみに配付）

1 開会

（1）委員等の紹介

委員及び事務局職員を事務局から紹介した。

（2）会議成立の確認

委員総数7人中出席5人で過半数の定足数に達しており、宮城県事業認定審議会条例第4条第2項の規定により、本会議が成立している旨を事務局が報告した。

2 内容

（1）会長及び副会長の選任について

宮城県事業認定審議会の会長が不在であることから、宮城県土木部千葉参事兼用地課長が仮議長を務め、会長を選出した後は、宮城県事業認定審議会条例第4条第1項の規定により、会長が議長を務めた。

○ 会長及び副会長の互選について

委員の互選による会長及び副会長の選出を行った結果、金澤委員が会長に、佐藤委員が副会長に選出された。

○ 議事録署名人の指名

宮城県事業認定審議会運営規則第8条第2項第2号の規定により、議長が内田委員を指名した。

（2）議事 宮城県事業認定審議会運営規則の改正について

事務局が、議案第1号 宮城県事業員鄭審議会運営規則の改正について、資料1により説明した。

○ 質疑応答

[議長：金澤委員]

ただいまの議題の説明につきまして、御意見・御質問はございますでしょうか？

〈中林委員〉

途中で「退室」することについて、音声まで切れたというのは事務局で把握できるのでしょうか。例えば私のパソコンで（審議会への出席を）して、受信が悪くなって音声も切れたという時点を事務局でリアルタイムに確認できるものなのかどうか、その

点はどうなんでしょうか？

〈事務局〉

御回答いたします。実際には、事務局の方でも（web）会議に参加させていただいて、まず全体的な映像や音声がか切れていないかということを常にチェックいたします。また、個人個人の音声切れなどにつきましては、恐れ入りますが、その時点で、チャットやメールなど別の手段で「切れてしまった」という旨を御申告いただければ、事務局の方で（web 会議への）入り直しができないかなど対応させていただいた上で、出席・退席の御判断をさせていただければと思います。

〈中林委員〉

こちらから「切れました」という風に。

〈事務局〉

そうですね、個人個人の会議状況につきましては、そのようになろうかと思えます。

〈中林委員〉

表決を取る時とかにちょうど切れて、自分の票はないものとして扱われたのかどうかというところで、その場合は、その時の状況で（判断するのか）。

〈事務局〉

そうですね、その時にまず御出席・御退席の判断があつて、もし御退席ということになりましたら、1名出席者が減った状態で表決をとりまして、何名中何名の賛成がございましたとか、そういう風にとりまとめることになろうかと思えます。

〈中林委員〉

もう一つ質問があるんですけども。宮城県事業認定審議会傍聴規程っていうのは、どういう手続きでできあがったものですか。

〈事務局〉

こちらでもですね、こちらの審議会は平成14年度に発足しておりますけれども、こちらの第一回審議会で運営規則と傍聴規程は同時に定められております。

〈中林委員〉

方法は、これを定めたのは、審議会ですか？

〈事務局〉

こちら審議会でも、委員のみなさまで定めたものとなっております。

〈中林委員〉

この（改正案の）会長が専決で行うものとの関係はどうなのでしょう。

〈事務局〉

規則の施行に関し、必要な事項は会長が専決で行うことができるという規定になりますので、規則の施行に必要な範囲というものがどのようなものかというのを判断した上で、会長の専決とするのか、あるいは審議会の皆さんに諮っていただくのかということ、御判断するような形になろうかと思えます。

〈中林委員〉

会長の専決は規則の施行に関するもので、規程と同じ形式でやるべきものは今後も規程で、審議会を開いて。で、規程ではないけれどもそれより細かいものは専決でと、そ

ういう位置づけになりますか。

〈事務局〉

おっしゃるとおりでございます。

[議長：金澤委員]

他に質問、御意見ございますでしょうか？

一点だけ私から質問させていただきたいんですけども、web でやっている状況で音声がかれたときに、例えば先ほどの中林委員がおっしゃるように、決を取るような重要な際にですね。例えば、その電話で音声をつなぐということは、これは補完することはできないのでしょうか？

〈事務局〉

今回規則で定めることに関しましては、web 会議システムを利用して出席するという形になりますので、web 会議システムが完全に切れてしまった状態で、電話だけというのは。それまでの、話し合い自体をどこまで聞いたのかというところもあるかとは思いますが、実際には途中で切れてしまったら、多分話し合いに途中から参加できないような状況になってしまうと思いますので、そこは難しいのかなと今のところは想定しております。

[議長：金澤委員]

わかりました。じゃあ、このweb 会議システム上の音声が途切れたかどうかで判断するということですね。わかりました。他はございませんか？

(特になし)

なければ、じゃあこの原案どおりということでよろしいでしょうか？

(異議なし)

異議がないので、この改正案で決定しましたということでお願いいたします。ありがとうございます。

(3) 報告事項

- イ 事業認定制度の概要及び認定実績について
事務局が、報告事項イを資料2により説明した。

- 質疑応答

[議長：金澤委員]

ただいまの一つ目の報告につきましては、御質問ございますでしょうか？

〈内田委員〉

手続に関して二つ質問なんですけども、今回の事業認定の申請に関しては、この要件が四つあるんですけども、これに合致していれば事業の規模というのは問わないんでしょうか？

〈事務局〉

そうですね、まず県内の市町村が行う事業ですとか、そういった範囲のことはございますけれども、例えば道路延長が何キロだとか、河川延長がどのぐらい長いとか、そういった規模につきましては特に指定などはございません。

〈内田委員〉

比較的小規模であっても取り扱うということですね。

〈事務局〉

おっしゃるとおりでございます。過去の大崎市の病院駐車場保全事業などは、病院の駐車場ですので、比較的規模が小さいところかと思えますけれども、このように事業認定したケースはございます。

〈内田委員〉

では後もう一つ（の質問）なんですけれども、事業認定申請を、起業者が行った後、公告縦覧が行われるんですが、その時に縦覧する資料っていうのは、例えば認定要件の中に出てきた環境に影響を与えるようなものとか、各種資料とか、そういったものをすべて縦覧で見られる形になるんでしょうか？

〈事務局〉

縦覧図書についての御質問ですけれども、申請図書には二種類ございまして、まず一つが申請書と言われるもの、もう一つが参考図書と言われるものがございます。環境影響評価の詳細な資料については、通常、参考図書の方に含まれておりまして、縦覧図書の方は申請書のみとなっておりますので、環境影響評価そのものは縦覧には供しておりませんが、申請書の中で環境影響は軽微であるといったようなことは触れられて、説明はされております。

〈内田委員〉

わかりました。申請書を見て、それで公聴会を要請するとかっていうことを考えるということになるのですね。

〈事務局〉

そうです、あと、すみません、もう一つ付け加えさせていただきますと、法令で環境アセスが義務付けられているものについては、おそらく環境アセスの手続きの中で、公表なりされている場合はあるかと思われます。

[議長：金澤委員]

他に御質問ございますでしょうか。

〈中林委員〉

公聴会が開かれて、こちら（審議会）も行われるという、言わば重なった場合に、公聴会で出てきた意見、得られたものっていうのは、こちらにも提供されることになる、参考意見だったら提供されることになるのでしょうか、その辺りはどうなんでしょう。

〈事務局〉

公聴会の中でどのような御意見が出たかというところにつきましては、審議会の中でも事務局の方から、必要に応じて御説明の範囲でされることはあろうかと思えます。

〈中林委員〉

当然に出てくるというわけではない。けれど、それぞれの、要するに意見書と、それからその事業者側の説明書がベースになって、あとは、公聴会の資料は当然出てくるわけじゃなくて、必要に合わせてということですね。

〈事務局〉

ベースはおっしゃるとおり意見書になりますので、その範囲の中で必要に応じてとい

う形になろうかと思えます。

[議長：金澤委員]

他に御質問ございますでしょうか？

(特になし)

ロ 令和6年度事業認定申請に関する事前相談等について

報告事項口の説明の前に、事務局から、起業者において事業認定申請についての最終的な意思決定がなされていない段階での内容であること、各起業者が地権者に対して土地収用を行うとの誤解を与え、混乱を招くことが懸念されること、また、事前相談を受けている段階での情報であることから、公開することにより起業者と事業認定庁である県との信頼関係を損ね、事業認定業務の円滑な執行に支障を生じるおそれがあるため、情報公開条例第8条第1項第6号及び第7号に規定する非公開情報に該当するので、この報告については非公開としたいとの付議がなされた。

[議長：金澤委員]

事務局から、報告の内容に非公開情報が含まれているので、非公開で行いたいという提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか？非公開でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは非公開ということで進めたいと思えます。

以上により、報告事項口については非公開の決定をした。

《これ以降、非公開》

《これ以降、公開》

[議長：金澤委員]

それでは以上で、本日の議題・報告事項は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか？

(特になし)

事務局からございますでしょうか？

(特になし)

それではこれを持ちまして、審議会を終了いたします。
委員の皆様、ありがとうございました。

4 閉会

事務局から、「以上をもちまして、本日の審議会の一切を終了いたします。」との発言をもって終了した。